

# セルフプランについて

障害福祉サービスを利用するためには、「サービス等利用計画」の作成が必要です。

サービス等利用計画は、町村が指定する指定特定相談支援事業所や指定障害児相談支援事業所に作成を依頼できますが、特に利用者が希望する場合には、これら以外の方が作成することも可能です。この場合の「サービス等利用計画」を「セルフプラン」といいます。

## 1 セルフプランのメリット・デメリット

### (1) メリット

利用者本人の希望を直接プランに反映できます。

### (2) デメリット

サービス提供事業所との調整を自分で行わなければなりません。

また、サービス担当者会議やモニタリングが実施されません。

## 2 セルフプランの作成者

「サービス等利用計画」は、利用者本人や家族、支援者の方などでも作成することができます。利用者本人が希望した場合に、本人のみで作成できない場合には、石川郡内の委託相談支援事業所においても作成のための支援を実施します。

## 3 セルフプランの対象者（(1)～(2)のすべてに該当する方）

### (1) セルフプランの作成を希望する方

### (2) 希望するサービスが就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型・就労移行支援・就労定着支援・機能訓練・生活訓練のいずれか単一である方。

## 4 セルフプラン・週間計画表の様式

石川管内における作成のセルフプラン・週間計画表の様式があります。

（町村の窓口で配布できます）

また、必要な内容（サービス利用者本人の意向、生活全般の解決すべき課題、目標達成時期、サービスの種類・内容・量）が記載されていれば、独自の様式でもかまいません。詳しくは、最寄りの障がい福祉係までお問い合わせください。

## 5 セルフプラン作成時の相談及びフォローアップ

お住まいの地区を担当する石川管内における委託相談支援事業所までご相談ください。

お住まいの町村	委託相談支援事業所	電話番号
石川・浅川・古殿・玉川	桜が丘愛生園相談支援事業所	26-2020
平田	相談支援事業所あいくる	57-5176

## 6 セルフプランの提出期限について

サービス利用希望の2週間前までにプランの提出をお願いします。急ぎで利用したい場合は、各町村の障がい福祉係までご相談ください。

## 7 セルフプランの保管

セルフプランは、今後、障害福祉サービスを利用していく上で必要になります。受給者証と一緒に大切に保管してください。

## 8 セルフプランの関係者間における共有

セルフプランをもとに、各サービス提供事業所も個別支援計画を作成します。セルフプランの写しをサービス提供事業者に提出するなど、利用者本人、家族、委託相談支援事業所、サービス事業者、その他関係機関とセルフプランの内容を共有してください。

## 9 サービスの内容や量を見直したい場合

その都度、変更申請書と新しいプランの提出が必要になります。

プランの提出がないとサービスの内容や量を見直した受給者証の変更ができず、変更したサービス内容やサービス量についてはすべて自己負担になる場合があります。

## 10 サービス等利用計画を更新する場合

サービス更新月の1～2か月前に、石川町から更新手続きについてのご案内をお送りします。申請書と新しいプランの提出をお願いします。